

別紙２ リスク分担表

<共通>

リスク項目		リスクの内容		分 担	
				市	事業者
入札説明書等リスク		1	入札説明書等の誤りに関するもの、内容の変更に関するもの	○	
社会リスク	周辺住民等への対応	2	事業者が実施する業務に起因する周辺住民等の対応に関するもの		○
		3	上記以外の事由に関する周辺住民等の対応に関するもの	○	
	第三者賠償	4	事業者が実施する業務に起因する第三者に与えた損害の賠償		○
		5	上記以外の事由に起因する第三者に与えた損害の賠償	○	
	環境保全	6	事業者が実施する業務に起因する、有害物質の排出、騒音、振動等の周辺環境の悪化及び法令上の規制基準の不適合に関するもの		○
制度関連リスク	政策	7	政策方針の変更による事業の中止、費用の増減に関するもの	○	
	法制度	8	本事業に直接関係する法制度の新設・変更に関するもの	○	
		9	本事業のみならず、広く一般的に適用される法制度の新設・変更に関するもの		○
	税制度	10	サービス購入料に係る消費税及び地方消費税の変更によるもの	○	
		11	上記以外の税制度の新設・変更に関するもの		○
	許認可取得	12	市が取得すべき許認可の遅延、失効に関するもの	○	
		13	事業者が取得すべき許認可の遅延、失効に関するもの		○
マーケットリスク	資金調達	14	市の一般財源及び起債に関するもの	○	
		15	上記以外の資金の調達に関するもの		○
	金利変動	16	金利の変動に関するもの	○ 注 1	○ 注 1
	物価変動	17	物価変動に伴う事業者の事業費用の増減に関するもの	○ 注 2	○ 注 2
不可抗力リスク		18	天災等大規模な災害及び暴動等予測できない事態の発生により、設計変更、事業の延期、中断若しくは契約解除等の原因となりうるもの	○ 注 3	○ 注 3
債務不履行リスク		19	市の債務不履行、支払遅延、当該事業が不要になった場合等	○	
		20	事業者の事業放棄、事業破綻によるもの、事業者の業務内容が契約に規定した条件を満足しない場合等		○

<設計段階>

リスク項目		リスクの内容		分 担	
				市	事業者
設計リスク	設計変更	21	市の提示条件、指示の不備、市の要求に基づいた設計変更によるもの	○	
		22	上記以外の設計変更によるもの		○
	測量、調査	23	市が実施した測量、調査に関するもの	○	
		24	事業者が実施した測量、調査に関するもの（下記を除く。）		○
		25	事業者が実施した測量・調査の結果、既存施設の構造等に想定されなかった重大な欠陥等が発見された場合	○ 注 4	○ 注 4
	建設着工遅延	26	市の事由による建設工事の着工遅延に関するもの	○	
		27	事業者の事由による建設工事の着工遅延に関するもの		○

<建設段階>

リスク項目		リスクの内容		分 担	
				市	事業者
建設リスク	敷地	28	地中障害物やその他事業者が予見できない事項に関するもの	○	
		29	上右記以外の事項に関するもの		○
	工事監理	30	工事監理に関するもの		○
	工事費増加	31	市の提示条件の不備及び指示による工事工程や工事方法の変更、工事費の増減に関するもの	○	
		32	上記以外の事由による、工事工程や工事方法の変更、工事費の増減に関するもの		○
	工事遅延	33	着工後における市の指示等、市の事由による工事の遅延に関するもの	○	
		34	事業者の事由による工事の遅延に関するもの		○
	寄贈品移設	35	寄贈品等の移設に関するもの		○
	備品調達	36	備品の調達に関するもの		○
	性能未達	37	契約で定められた要求水準の未達に関するもの		○
	施設損害	38	引渡し前の施設の損害、損害の修補等に関するもの		○

＜維持管理・運営段階＞

リスク項目		リスクの内容		分 担	
				市	事業者
維持管理リスク	計画変更	39	市の事由による事業内容の変更に関するもの	○	
		40	上記以外の事由による事業内容の変更に関するもの		○
	維持管理費用	41	市の事由による維持管理費用の増減に関するもの	○	
		42	上記以外の事由による維持管理費用の増減に関するもの		○
	性能未達	43	契約で定められた要求水準の未達に関するもの		○
	施設・設備・備品等損傷	44	市の事由による事故・火災等に起因する施設・設備・備品等損傷によるもの	○	
		45	事業者の事由による事故・火災等に起因する施設・設備・備品等損傷によるもの		○
		46	維持管理業務の不備に起因するもの		○
		47	想定できない第三者の行為に起因するもの	○ 注 5	○ 注 5
	修繕費用	48	修繕費用の増減に関するもの		○
運営リスク	供用開始遅延	49	市の事由による供用開始の遅延に関するもの	○	
		50	上記以外の事由による供用開始の遅延に関するもの		○
	利用者等対応	51	施設利用者、施設使用者の対応に関するもの（苦情等を含む。）		○
	運営費用	52	市の事由による運営費用の増減に関するもの	○	
		53	上記以外の事由による運営費用の増減に関するもの		○
	性能未達	54	契約で定められた要求水準の未達に関するもの		○
	事故	55	市の事由による事故等に起因するもの	○	
		56	事業者の事由による事故等に起因するもの		○
		57	想定できない第三者の行為に起因するもの	○ 注 5	○ 注 5
	技術革新	58	技術革新等に伴う施設・設備の陳腐化のうち、市の指示によるもの	○	
		59	上記以外の技術革新等に伴う施設・設備の陳腐化によるもの		○
	周辺地域への損害（騒音、振動、光、駐車対策等）	60	市の責めに帰すべき事由による場合	○	
		61	上記以外の事由による場合（設計業務、建設業務及び維持管理業務に起因するものを含む。）		○
	自主事業	62	事業者が実施する自主事業に関するもの		○
	需要変動	63	不可抗力や通常予測不可能な事由による需要変動に関するもの	○ 注 6	○ 注 6
		64	上記以外の事由による需要変動に関するもの		○
	光熱水費	65	施設の維持管理・運営にかかる光熱水費の負担に関するもの		○

<事業終了段階>

リスク項目	リスクの内容		分 担	
			市	事業者
明渡し手続き	66	事業終了に当たり施設からの退去・撤去、原状回復等の施設の明渡し手続きに伴う費用に関するもの		○
性能確保	67	事業終了時における施設の性能確保に関するもの		○
業務引継ぎ	68	次期事業者への業務の引継ぎに関するもの		○
利用料金の精算	69	次期事業者への利用料金の精算に関するもの		○

注１：金利変動は、施設の所有権移転時及び供用開始後一定期間後を目処に、基準金利の見直しを予定している。これ以外の金利変動については事業者の負担とする。

注２：物価変動は、事業契約に定める改定ルールに基づき、建設工事費、開業準備費、維持管理費、運営費の増減を行うことを予定している。これ以外の物価変動リスクについては事業者の負担とする。

注３：不可抗力は、天災（暴風、豪雨、洪水、地震、落盤、落雷等）や戦争、テロ、疫病等、市及び事業者のいずれの責にも帰すことができない自然的又は人為的な事象を想定している。なお、市と事業者の負担方法については、事業契約書（案）等において提示する。

注４：事業者が実施した測量、調査の結果、既存施設等の構造等に事業提案時には想定できなかった重大な欠陥があることが判明し、これにより事業提案書の提案内容に見直しが必要となる場合、当該見直しに起因する合理的な追加費用は、市が負担する。

注５：注３の人為的な事象に含む。

注６：市と事業者の間で協議のうえ、負担を決める。